

## 富里市協働のまちづくり推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民等との協働によるまちづくり（以下「協働」という。）をあらゆる分野で総合的かつ効果的に推進するため、富里市協働のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号）に関すること。
- (2) 富里市協働のまちづくり推進計画に関すること。
- (3) 協働の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 庁内における情報の共有及び連携並びに協力体制の確保に関すること。
- (5) 職員の意識啓発に関すること。
- (6) その他協働の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、推進本部を主宰する。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代行する。

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

### (庁内協働推進員の設置)

第5条 本部長は、各課等における連絡調整及び協働に関する市職員の意識の向上並びに各種施策の協働への具体的な取組を推進するため、庁内協働推進員を設置する。

### (関係者の出席)

第6条 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部市民活動推進課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

富里市協働のまちづくり推進本部員

消防長 総務部長 企画財政部長 健康福祉部長 経済環境部長 都市 建設部長 教育部長 総務課長 広報情報課長 防災課長 市民課長 市民活動推進課長 経営戦略課長 財政課長 課税課長 納税課長 社 会福祉課長 生活支援課長 子育て支援課長 高齢者福祉課長 国保年 金課長 健康推進課長 農政課長 商工観光課長 環境課長 建設課長 都市計画課長 上下水道課長 会計課長 監査委員事務局長 農業委員 会事務局長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 図書館長 消防総務課長 予防課長 消防署長
--